

【改訂履歴】

- ・ 令和7年3月31日……………問 2-15、2-24、3-11、別紙を追記修正。

問 2-11 電話で運送依頼を行い、後日、書面を交付する方法でも問題ないですか。

答 電話で運送依頼を行う場合でもあっても、電話連絡後直ちに書面を交付しなければなりません。

なお、電話連絡のみによる運送依頼は、書面交付義務違反となります。

問 2-12 一般消費者と運送契約を締結する際も書面交付義務がかかりますか。

答 問 1-3 のとおり、一般消費者は「真荷主」には含まれないため、一般消費者と運送契約を締結する際に書面交付義務はかかりません。

問 2-13 書面交付義務に例外はありますか。

答 「災害その他緊急やむを得ない場合」又は「真荷主が郵便物・信書便物の運送を委託する場合（※改正トラック法第 12 条第 1 項に基づく書面交付に限る）」には書面交付義務の対象外となりますが、それ以外の場合については基本的に書面を交付する必要があります。

問 2-14 スポット輸送は「災害その他緊急やむを得ない場合」に該当しますか。

答 該当しません。スポット輸送についても、災害時等を除き、基本的に書面を交付する必要があります。

問 2-15 貨物利用運送事業者が書面交付義務の対象となるのはどのような場合ですか。

答 「真荷主」に該当する第一種貨物利用運送事業者及び第二種貨物利用運送事業者は、改正トラック法第 12 条第 1 項に基づく書面交付義務の対象となります。真荷主の定義については問 1-3 をご参照ください。

また、下請構造の中にいる（※1）第一種貨物利用運送事業者については、一般貨物自動車運送事業者又は他の第一種貨物利用運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合には、第 24 条第 2 項に基づく書面交付義務の対象となります。

（※1）「下請構造の中にいる」とは、問 2-1 [図 1](#) <パターン 3>における貨物利用運送事業者のように、自身より上流に貨物自動車運送事業者が存在している場合を指す。

問 2-16 マatchingサイトや取次事業者は書面交付義務の対象になりますか。

答 当該事業者が第一種貨物利用運送事業者に該当する場合は、問 2-15 のとおり書面交付義務の対象となります。

第一種貨物利用運送事業者に該当しない場合は、当該事業者が「真荷主」に該当する場合に、改正トラック法第 12 条第 1 項に基づく書面交付義務の対象となります。

ます。

なお、施行日より前に締結した基本契約についてすでに書面を交付している場合、当該書面の記載事項と施行日以降に交付する個別契約に係る書面の記載事項を組み合わせる形で法定事項を満たすこととする取扱いについては問題ありません。

問 2-24 印紙税の取扱いはどのようになりますか。

答 改正トラック法に基づき交付する書面が印紙税法上の課税文書になるか否かは、当事者間において運送契約の成立を証する目的で作成する文書に該当するか否かにより判断することとなります。

この点、契約とは申込みと承諾によって成立するものであるため、契約の申込事実を記載した申込書、注文書、依頼書などは、通常、印紙税の課税対象にはなりません。つまり、改正トラック法第12条第1項又は第24条第2項に基づき、委託元から委託先に対して運送申込書を交付する場合は、基本的に印紙税の課税対象にはなりません（ただし、（※1）に該当する場合は課税対象となる）。

他方で、トラック事業者が荷主から貨物の運送を引き受けた際に荷主に交付する文書で、その文書に運送物品の種類、数量、運賃、発地、着地等運送契約の成立の事実を証する事実が具体的に記載され、貨物運送引受けの証としているものは、その文書の標題のいかんにかかわらず、運送に関する契約書として印紙税の課税対象となります（※2）。つまり、改正トラック法第12条第1項に基づき、委託先から委託元に対して例えばP6のような運送引受書を書面で交付する場合、当該引受書は「運送契約の成立を証する目的で作成する文書」に該当し、印紙税の課税対象となります。

なお、電子メールやファックス等の電磁的方法による場合には、課税物件は存在しないこととなりますので、印紙税の課税対象にはなりません。

- （※1）委託元から委託先に対して運送申込書を交付する場合であっても、例えば
- ・ 契約当事者間の基本契約書等に基づく申込みであることが記載されていて、一方の申込みにより自動的に契約が成立することとなっている場合における当該申込書
 - ・ 見積書その他の契約の相手方当事者の作成した文書等に基づく申込みであることが記載されている当該申込書
 - ・ 契約当事者双方の署名又は押印があるもの
- などについては、「運送契約の成立を証する目的で作成する文書」に該当し、印紙税の課税対象となります。

- （※2）貨物の運送に関して作成される文書に対する印紙税の取扱いが国税庁ウェブサイトで整理されていますので、参考にしてください。

【国税庁ウェブサイト URL】 <https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/inshi/11/05.htm>

問 3-9 運送利用管理者にはどのような者を選任すればよいですか。また、複数人選任することは可能ですか。

答 改正トラック法第24条の3第1項において、運送利用管理者は「事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者」のうちから1人選任することとされています。

問 3-10 運送利用管理者はどのような職務を行うのでしょうか。

答 改正トラック法第24条の3第2項において以下の職務が規定されています。

- ①健全化措置を実施するための事業の運営の方針を決定すること。
- ②健全化措置の実施及びその管理の体制を整備すること。
- ③実運送体制管理簿を作成する場合にあっては、当該実運送体制管理簿の作成事務を監督すること。

問 3-11 運送利用管理規程の作成及び運送利用管理者の選任の届出の手続について教えてください。

答 運送利用管理規程を作成した際には、別紙3の「運送利用管理規程作成届出書」に必要事項を記載し、当該管理規程及び当該管理規程に関し必要な事項を記載した書類を添付の上、主たる事務所を管轄する運輸支局等にご提出ください。

(※運送利用管理規程を変更した際も同様に、「運送利用管理規程変更届出書」及び必要書類を主たる事務所を管轄する運輸支局等にご提出ください。)

また、運送利用管理者を選任した際には、別紙4の「運送利用管理者選任届出書」に必要事項を記載の上、主たる事務所を管轄する運輸支局等にご提出ください。

(※運送利用管理者を解任した際も同様に、「運送利用管理者解任届出書」及び必要書類を主たる事務所を管轄する運輸支局等にご提出ください。)

問 3-12 運送利用管理規程の作成・運送利用管理者の選任義務に違反した場合、罰則や行政処分の対象になりますか。

答 行政処分の対象となる可能性があります。また、「運送利用管理規程の届出をしないで、又は届け出た運送利用管理規程によらないで、事業を行ったとき」又は「運送利用管理者の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき」は、百万円以下の罰金が科されることとなります。

〇〇運送株式会社 運送利用管理規程（例）

目次

- 第一章 総則
- 第二章 健全化措置を実施するための事業の運営の方針等
- 第三章 健全化措置の内容
- 第四章 健全化措置の管理体制等

第一章 総則

（目的）

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）第二十四条の二の規定に基づき、健全化措置その他委託先事業者との取引関係の適正化に資する取組（以下「健全化措置等」という。）を実施するために遵守すべき事項を定め、もって委託先事業者の健全な事業運営の確保に資することを目的とする。

（適用範囲）

第二条 本規程は、当社の貨物自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第二章 健全化措置を実施するための事業の運営の方針等

（健全化措置等の実施に関する基本的な方針）

第三条 当社は、委託先事業者が当社の運送事業を支える重要なパートナー企業であること及び委託先事業者との優良な関係構築が当社の事業運営にとって重要であることを深く認識した上で健全化措置等を実施し、委託先事業者との取引関係の適正化に絶えず努める。

（健全化措置等の実施に関する重点施策）

第四条 健全化措置等の実施に関する基本的な方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 委託先事業者との優良な関係構築が重要であるという意識を徹底し、関係法令及び運送利用管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 二 健全化措置等の実施に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- 三 健全化措置等の実施に関する教育及び研修を実施すること。

2 持ち株会社及び傘下のグループ企業が密接に協力し、一丸となって健全化措置等の実施に努める。

第三章 健全化措置の内容

（健全化措置等の具体的な内容）

第五条 健全化措置等について、具体的には、以下に掲げる措置を講ずる。

- 一 あらかじめ委託先事業者から運送に要する費用の概算額を聞き取った上で、当該概算額を勘案して利用の申込みをする。このうち継続的な取引については、少なくとも〇ヶ月に一度委託先事業者と取引条件について話し合う場を設け、委託先事業者が物価の変動等を踏まえた取引条件の見直しを申し出やすい関係を築くとともに、交渉の

申出があった場合には真摯に応じる。

- 二 委託先事業者に適切な運賃・料金を支払うことができるよう、荷主への交渉を行う。特に、委託先事業者から物価の変動等を踏まえた取引条件の見直しの申出があった場合には、その根拠等を確認した上で、物価上昇分等が適切に転嫁されるよう、荷主との交渉を行う。また、当社が利用運送を行う場合には、利用運送手数料を運賃とは別に収受できるよう荷主との交渉を行う。
- 三 委託先事業者との間の運送契約に、次に掲げる条件を盛り込む。
 - イ 再委託を行う場合には、原則として再々委託は行われなようにし、やむを得ず再々委託が行われる場合は、事前に理由を添えて当社に説明すること。
 - ロ 再委託を行う場合には、法第二十四条第一項第一号及び第二号に掲げる措置を講ずること。
- 四 当社が元請事業者となる場合には、実運送体制管理簿の作成を通じて、委託を行った運送が二次請けまでとなっているかを確認し、第三号イの条件が遵守されていない場合は、委託先事業者に改善を求める。
- 五 パートナーシップ構築宣言に基づく取組その他の委託先事業者との取引関係の適正化に資する取組を実施する。

第四章 健全化措置の管理体制等

(社内組織)

- 第六条 運送利用管理者その他必要な責任者を選任し、健全化措置等の実施について責任ある体制を構築し、健全化措置等を実施するための企業統治を適確に行う。
- 2 統括支店長は、運送利用管理者の命を受け、健全化措置等の実施に関し、管内支店長を統括し、指導監督を行うとともに、必要に応じて、支店における荷主との交渉を補助する。
 - 3 支店長は、統括支店長の命を受け、健全化措置等の実施に関し、支店内社員の指導監督を行うとともに、荷主との交渉が難航する場合は自ら交渉の場に参加するなど、荷主との交渉において主導的な役割を果たす。
 - 4 健全化措置等の実施に関して、委託先事業者からの意見を受け付けるための窓口を本社に設置する。
 - 5 健全化措置等の実施に関する組織体制及び指揮命令系統については、別に定める組織図による。

(運送利用管理者の選任及び解任)

第七条 取締役の中から運送利用管理者を選任する。

- 2 運送利用管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - 一 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - 二 関係法令等の違反又は健全化措置等の実施の状況に関する確認を怠る等により、運送利用管理者がその職務を引き続き行うことが健全化措置等の実施に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(運送利用管理者の責務)

第八条 運送利用管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守及び委託先事業者との優良な関係構築が重要であるという意識を徹底すること。
 - 二 健全化措置等を実施するための事業の運営の方針を決定すること。
 - 三 健全化措置等に関し、その実施及び管理の体制を整備すること。
 - 四 健全化措置等の実施状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、取締役会に報告すること。
 - 五 実運送体制管理簿の作成事務を監督すること。
 - 六 取締役会等に対し、健全化措置等の実施に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
 - 七 健全化措置等を実施するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
 - 八 その他の健全化措置等の実施に関する統括管理を行うこと。
- 2 運送利用管理者は、誠実にその職務を行わなければならない。

(健全化措置等の実施に関する教育及び研修)

第九条 健全化措置等の着実な実施のために必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(健全化措置等の実施に関する内部監査)

- 第十条 運送利用管理者は、自ら又は運送利用管理者が指名する者を実施責任者として、健全化措置等の実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて健全化措置等の実施に関する内部監査を実施する。
- 2 運送利用管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、取締役会に報告するとともに、健全化措置等の着実な実施のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(健全化措置等の実施に関する業務の改善)

第十一条 運送利用管理者から前条の内部監査の結果又は改善すべき事項の報告があった場合その他健全化措置等の着実な実施のために必要と認める場合には、必要な是正措置又は予防措置を講じる。

(規程の見直し)

第十二条 本規程は、業務の実態に応じ適宜適切に見直しを行い、必要な改善を図るものとする。

(規程の改廃)

第十三条 本規程の改廃は、取締役会において決定する。

(様式例)

令和 年 月 日

〇〇運輸局長 殿
(国土交通大臣 殿)

住 所
氏名又は名称
代表者名

運送利用管理規程作成（変更）届出書

このたび、運送利用管理規程を作成（変更）したので、貨物自動車運送事業法第24条の2第1項及び貨物自動車運送事業法施行規則第13条の11の規定に基づいて下記のとおり届け出いたします。

記

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者氏名
- 2 運送利用管理規定を定めた日

(変更の場合)

- 3 変更した事項
(新旧の対照を明示)

(変更の場合)

- 4 変更を必要とした理由

添付書類1 作成（変更）した運送利用管理規程

※各社において作成（変更）した運送利用管理規程を添付すること。

添付書類2 作成（変更）した運送利用管理規程に関し必要な事項を記載した書類

※運送利用管理規程上、「別に定める（組織図、記録管理方法等）」としている場合、それらを別に添付すること

(様式例)

令和 年 月 日

〇〇運輸局長 殿
(国土交通大臣 殿)

住 所
氏名又は名称
代 表 者 名

運送利用管理者選任（解任）届出書

このたび、運送利用管理者を選任（解任）したので、貨物自動車運送事業法第24条の3第3項及び貨物自動車運送事業法施行規則第13条の12の規定に基づいて下記のとおり届け出いたします。

記

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者氏名
 - 2 選任（解任）した運送利用管理者の氏名及び生年月日
 - 3 選任（解任）した年月日
- (解任の場合)
- 4 解任した理由

(証する書類の例)

次の者は当社の社員であり、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあることを証します。

住 所
氏名又は名称
代 表 者 名

選任した運送利用管理者：〇〇 〇〇

社内での役職：